㈤　国土交通大臣が指定する指定会社が行う外貿埠頭の整備事業
㈥　独立行政法人空港周辺整備機構が行う空港周辺整備事業
㈦　独立行政法人奄美群島振興開発基金が行う融資事業

⑤　施設整備事業（一般財源化分）

施設整備事業（一般財源化分）については、平成17年度及び平成18年度に一般財源化された次の補助金等が対象としていた施設・設備整備事業を対象とするものとする。

ア　次世代育成支援対策施設整備交付金（公立保育所に係るものに限る。）
イ　地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
ウ　社会福祉施設等施設整備補助金・負担金（市町村立の障害者施設及び保護施設に係るものに限る。）
エ　消防防災設備整備費補助金

⑸　一般単独事業

①　一般事業

一般事業については、地方単独事業のうち他の事業区分に属する事業の対象とならない事業を対象とするものとする（ただし、地域開発事業（内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業に限る。）及び観光その他事業（観光施設事業に限る。）を新たに行う法人に対する出資金、貸付金及び補助金に係る地方債については、原則として、当該団体の財政状況を勘案し一定の基準未満の規模のものに限る。）。

②　地域活性化事業

地域活性化事業については、地域の経済循環の創造に資する事業、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野に係る事業（平成27年度までの間に限る。）等地域の活性化のための基盤整備事業（平成21年度までに提出した地域活性化事業計画に位置付けられている事業であって、平成27年度以降引き続き実施することが必要なものを含む。）及び公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設等の転用事業を対象とするものとする。

③　防災対策事業

防災対策事業については、地方単独事業として行う防災基盤の整備事業、公共施設及び公用施設の耐震化事業並びに自然災害を未然に防止するために行う事業を対象とするものとする。

④　地方道路等整備事業

地方道路等整備事業については、地方単独事業として行う道路、農道及び林道の整備事業を対象とするものとする。

⑤　旧合併特例事業

旧合併特例事業については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）の下で合併した市町村が行う市町村建設計画に基づく事業及び市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第10号）による改正前の市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）の下で都道府県の構想に位置付けられた市町村の合併に伴い必要となる事業等又は平成22年３月31日までに合併した市町村において都道府県等が行う交通基盤の整備事業を対象とするものとする。

⑥　緊急防災・減災事業

緊急防災・減災事業については、防災対策事業のうち、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等を対象とするものとする。

⑦　公共施設最適化事業

公共施設最適化事業については、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設の集約化事業及び複合化事業（全体として延床面積が減少するものに限る。）を対象とするものとする。

⑹　辺地及び過疎対策事業

①　辺地対策事業

辺地対策事業については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第３条第１項の規定による総合整備計画に基づいて行う同法第２条第２項に定める公共的施設の整備事業を対象とするものとする。

②　過疎対策事業

過疎対策事業については、過疎地域の市町村が過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第６条第１項の規定による過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う同法第12条第１項に定める出資及び施設の整備事業並びに同条第２項に定める事業を対象とするものとする。

⑺　公共用地先行取得等事業

公共用地先行取得等事業については、公共事業等を効率的に執行し、又は国土の利用を総合的かつ計画的に推進するために行う用地の取得を対象とするものとする。

⑻　行政改革推進債

行政改革推進債については、自主的に行政改革を推進し財政の健全化に取り組む地方公共団体が行う公共施設又は公用施設の整備事業等について、当該事業に係る通常の地方債に加え、行政改革の取組による将来の財政負担の軽減により元利償還を行うことができると見込まれる額の範囲内で地方債を充当することが可能な額を対象とするものとする。

⑼　調整

調整については、次に掲げる額を対象とするものとする。

ア　地方公共団体が行う公共施設又は公用施設の整備事業に係る通常の地方債に加え、国庫補助負担金の一般財源化並びに自動車関係諸税及び法人住民税法人税割の減税に伴う地方交付税の不交付団体における影響額の範囲内で地方債を充当することが可能な額
イ　地方法人特別税等による減収に係る額について、地財法第33条の５の６の規定に基づき算出した額

㈡　公営企業債

⑴　水道事業

水道事業については、上水道及び簡易水道に係る建設改良費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするものとする。

⑵　工業用水道事業

工業用水道事業については、工業用水道の建設改良費等及び用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするものとする。

⑶　交通事業

交通事業については、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業及び船舶運航事業の建設改良費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするものとする。

⑷　電気事業・ガス事業

電気事業・ガス事業については、発電事業及びガス事業に係る施設の建設改良費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするものとする。

⑸　港湾整備事業

港湾整備事業については、埠頭用地、上屋、荷役機械、引船、貯木場等の建設改良費等及び用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするものとする。

⑹　病院事業・介護サービス事業

病院事業・介護サービス事業については、次に掲げる事業を対象とするものとする。

ア　病院事業

病院、診療所その他の医療施設、職員宿舎及び看護師宿舎の建設改良費等、医療又は看護のために必要な機械器具の整備費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費

イ　介護サービス事業

介護報酬で運営される老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、訪問看護ステーション及び職員宿舎の建設改良費等、介護のために必要な機械器具の整備費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費